

東日本大震災 復興加速化のための第12次提言（概要）

第2期復興・創生期間も残すところ2年。これまでの進捗を整理し、今後の課題についての取組みを進めるよう、政府に提言。

【特記事項】

① ALPS処理水の処分

- 2023年8月に海洋放出を開始。一部の国・地域による輸入規制の強化により一部の魚種の価格低下が生じているが、こうしたものを除き、魚価の大幅な低下等現時点で大きな風評影響が生じているという声は聞かれていない。引き続き、緊張感をもって安全性確保に万全を期すとともに、風評影響の抑制や漁業者が安心して事業継続できる支援等、国が責任を持って取り組むことを求める。

② 特定帰還居住区域等

- 2023年6月に創設された特定帰還居住区域制度により、帰還を希望する住民の帰還が実現するよう計画認定や除染やインフラ整備等を進めること、地元自治体の意向等を踏まえて段階的に避難指示解除すること、山林等土地それぞれの特性も踏まえつつ、物理的な防護措置を実施しない立入制限の緩和を行うなど、今後の活動のあり方について検討を深めることなどを求める。

③ 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等

- 本格的な除去土壌の再生利用に向け、「再生利用基準」等の策定に向けた技術的な検討や、再生利用先の創出等に関して政府一体となった体制整備に向けた取組みを進め、県外最終処分に向けて取り組むことを求める。
- 再生利用等の必要性・安全性等について、積極的にわかりやすい情報発信を行うことを求める。
- 福島県内外の指定廃棄物等の処理について引き続き取り組むことを求める。

④ 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構

- 福島イノベーション・コースト構想をさらに発展させ、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指す第一歩を踏み出した福島国際研究教育機構(F-REI)が、長期かつ安定して活動できる基盤を構築できるよう、本施設の整備や研究環境の充実を図り、国内外の優秀な研究者等が参画する姿を目指すこと、F-REIのミッションや存在感が国内外から認知されるよう情報発信を積極的に行うこと、広く国内外の産学官の多様な主体とMOU（基本合意）の締結など連携を深めることを求める。

⑤ 復興の基本方針の中間見直し

- 第2期復興・創生期間が折り返し地点を迎えたことから、足元の状況を把握するとともに、必要な見直しを行うことを求める。

【全体構成と主な提言内容】

はじめに

- 東日本大震災から13年。第2期復興・創生期間の中間年が終わる。その中で、能登半島地震からの復旧・復興に向け、東日本大震災の経験を生かすことが重要。
- F-REI、ALPS処理水の処分など、これまでの取組みの成果は徐々に出始めているが、残された困難な課題への取組みに向けて提言。

I. 原子力事故災害被災地域

原子力事故災害からの復興・再生に向けては、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生を進めるにあたっての諸課題への取組みを着実に実施していく必要。

○ 廃炉に向けた取組み

- ・「復興と廃炉の両立」を大原則として、廃炉を安全かつ着実に前に進める。
- ・ALPS処理水の処分 → **特記事項①**

○ 帰還等の促進に向けた環境整備

- ・特定復興再生拠点区域を中心として、一人でも多くの住民が帰還し、円滑に生活を再開・継続できる環境整備に万全を期す。
- ・特定帰還居住区域等 → **特記事項②**
- ・地域によって異なる現状も踏まえつつ移住・定住を促進するとともに、誘客コンテンツの掘り起こし等により交流・関係人口を拡大する。

○ 中間貯蔵施設・再生利用・指定廃棄物等 → **特記事項③**

○ 創造的復興を牽引する福島国際研究教育機構 → **特記事項④**

○ 事業・なりわいの再建・新産業の創出、農林水産業の再建

- ・避難指示解除が遅かった地域に配慮した支援、広域連携の推進、民間投資の促進等について議論し、福島イノベーション・コースト構想の推進に向けた方策を改めて検討する。福島浜通り地域等の「強み」を生かして産業集積の求心力を高めるとともに、社会課題解決の先進的なモデルの構築を目指す。F-REIを起爆剤にスタートアップ等の新たな活力を呼び込む。
- ・「福島新エネ社会構想」の実現、特に水素の実用化に向けた取組みを推進する。
- ・2025年度末まで約10,000haの営農再開に向け、農地の大区画化、利用集積、外部からの担い手の参入推進等に着実に取り組む。
- ・ふくしま森林再生事業、「里山・広葉樹林再生プロジェクト」等に取り組むとともに、帰還困難区域を含めた森林・林業再生のために必要な対応を進める。
- ・水産業の生産・加工・流通・消費の各段階での対策を徹底する。「常磐もの」の市場回復を定着させるため、販路の回復、消費拡大を引き続き進める。

○ 原子力損害賠償

- ・被害の実態に見合った必要十分な賠償が行われるよう東京電力を指導する。
- ・被害者への賠償貫徹に向けて取り組むとともに、賠償資金の捻出のために不断の経営改革に努める。

○ 風評払拭・リスクコミュニケーション

- ・復興の完遂に向け、日常生活や事業活動の中で個人の活動も想定した放射線による健康影響の検証を再整理し、リスクコミュニケーションに取り組む。
- ・日本産食品等の輸入規制の撤廃に向けた働きかけを粘り強く実施する。
- ・食品の基準値や出荷制限等の規制について、消費者保護を大前提としつつ、科学的・合理的な観点等から速やかな検証を実施する。
- ・放射線の基礎的知識の教育・啓発に向け、最新情報含め発信に取り組む。

II. 地震・津波被災地域および共通の課題

地震・津波被災地域においては、インフラなどハード面での復興はおおむね完了した一方、心のケア等の被災者支援や、人口減少等の全国に共通する課題に引き続き国および被災地方公共団体が協力して取り組み、持続可能で活力ある地域社会の創生に向けた道筋を確立していく必要。

- ・移転元地等の活用促進に向けた地域の主体的な取り組みの定着を図る。
- ・心のケア等の被災者支援には、状況等に応じて政府全体の施策も総合的に活用しつつ、地元自治体の取り組みと連携しながら、引き続ききめ細かく対応する。
- ・地域経済を支える水産業、観光等について、被災地の取り組みを支援する。
- ・交流・関係人口の拡大等に向け、地方創生施策との一層の連携を図る。
- ・2025年日本国際博覧会においては、国内外からの多くの支援への感謝とともに、復興に向けて歩み続ける被災地の姿を世界に発信し、復興を後押しする。
- ・能登半島地震等にこれまでの知見を生かすことが重要。国民の有する知見を収集してとりまとめるとともに、震災の記憶と教訓を後世へ継承する。
- ・地元自治体のインフラ維持管理・更新の計画的な取り組みにつなげる。
- ・復興の基本方針の中間見直し → **特記事項⑤**

むすび

- 2023年はこれまでの取り組みが実を結んだ。引き続き施策を進める。
- 長期的な課題にもこれまで以上に取り組む必要があり、除去土壌の再生利用に向けた取り組みは、政府一丸となった体制の下、政治主導で実現することが不可欠。
- 震災の経験と教訓を「風化」させることなく、被災者に寄り添いながら、個人の尊厳が尊重された「心の復興」を果たすまで取り組む。
- 引き続き政府・与党で一体となって全力を尽くす。